

人間市長 木 下 博 様

(仮称)元気な人間まちづくり条例素案の策定に関し依頼を受けたことについて、別紙のとおり提言いたします。

平成15年12月25日

元気な人間まちづくり条例検討会議

座 長	井 花 富 男
副座長	青 柳 亮
委 員	池 田 真 幸
委 員	犬 塚 裕 雅
委 員	木 内 勝 司
委 員	木 原 猷 和
委 員	齋 藤 百合子
委 員	下 野 武 司
委 員	庄 菊 博
委 員	治郎堂 実子
委 員	高 橋 節 子
委 員	松 井 秀 男
委 員	水 村 雅 啓
委 員	宮 越 喜 彦

元気な人間まちづくり基本条例素案

前 文

私たちのふるさと人間は、まちを愛する多くの人たちによって刻まれた歴史と文化を受け継ぎながら、今日を迎えています。

社会が大きく変化し、市民主役のまちづくりが問われている今、私たちは、このふるさと人間の歴史と文化を大切にしつつ、自分たちのまちは自分たちでつくるという積極的な姿勢で、これからのまちづくりを推進しなければなりません。

この気持ちを、私たちは21世紀を迎えた年に元気な人間都市宣言として発信しました。これは市民自らがまちづくりに積極的に参加することで、「生き生きいるま 人・まち・自然」を合言葉に、人を育て、まちを生き生きさせ、自然を守りぬくことを市民と市長が互いに宣言したものです。

ここに、私たちは、都市宣言の理念をもとに、市民と市が協働して、「元気な人間」という新しい価値を創造していくために、元気な人間まちづくり基本条例を制定します。

第1章 理 念

(目的)

第1条 この条例は、元気な人間都市宣言をうけて、市民と市との協働によるまちづくりの理念、実現の方策とその運用方法および実効性の確保に係わる基本的事項を定めることにより、元気な人間を実現することを目的とします。

(基本理念)

第2条 元気な人間は、市民の参加と市民と市との協働により、市民一人ひとりが住んでよかった、住み続けたいと実感できる、きらりと光る人間らしさがあふれています。

2 元気な人間は、老若男女それぞれが日々の暮らしを豊かにするために学び、体験することを通して健康で笑顔あふれる人が育っています。

3 元気な人間は、安全と安心が実感でき、昔からの人間の文化を大切に、新しい人間の文化を育てる魅力あるまちです。

4 元気な人間は、緑と水に恵まれた人間の自然を愛し、大切に、守り、育て、未来へ継承しています。

(市民の役割)

第3条 市民は、元気な人間を実現するために責任ある参加と協働に努めます。

(市の役割)

第4条 市は、元気な人間の実現に係わる基本的な施策の実施および市民の活動の支援に努めます。

第2章 実現の方策

(市民参加のための環境づくり)

第5条 市は、市民が元気な人間の実現に関心を持ち、関心を高め、その活動に参加するための環境を整備します。

(市民活動の始動・継続・発展のための環境づくり)

第6条 市は、市民が元気な人間の実現に係わる活動を起し、育み、発展させるための環境を整備します。

(市民と市との協働のための環境づくり)

第7条 市は、元気な人間の実現のため、市民の参加と協働に係わる適切かつ効果的な仕組みおよび方法を市民とともに検討し、協働のための環境を整備します。

第3章 方策の運用方法

(元気な人間の推進体制)

第8条 市は、元気な人間の実現のため、市民の参加と活動を推進するための拠点を整備します。

2 市民と市は、共に元気な人間の実現のために推進組織を設置し、その維持、継続および発展に努めます。

(情報の共有と活用)

第9条 市は、元気な人間の実現のため、施策や事業等に関する情報を分かりやすく積極的に市民に提供し、市民と情報を共有します。

2 市民と市は、元気な人間の実現の過程において得られる経験や情報を、組織的かつ有機的に蓄積し、共有の知的資産として活用します。

第4章 実効性の確保

(自己点検と公表)

第10条 市民と市は、元気な人間の実現に係わる取組みについて自己点検し、定期的に適切な方法で公表します。

条例素案の解説

前 文

私たちのふるさと人間は、まちを愛する多くの人たちによって刻まれた歴史と文化を受け継ぎながら、今日を迎えています。

社会が大きく変化し、市民主役のまちづくりが問われている今、私たちは、このふるさと人間の歴史と文化を大切にしつつ、自分たちのまちは自分たちでつくるという積極的な姿勢で、これからのまちづくりを推進しなければなりません。

この気持ちを、私たちは21世紀を迎えた年に元気な人間都市宣言として発信しました。これは市民自らがまちづくりに積極的に参加することで、「生き生きいるま 人・まち・自然」を合言葉に、人を育て、まちを生き生きさせ、自然を守りぬくことを市民と市長が互いに宣言したものです。

ここに、私たちは、都市宣言の理念をもとに、市民と市が協働して、「元気な人間」という新しい価値を創造していくために、元気な人間まちづくり基本条例を制定します。

前文：条例制定の背景と経緯を表しています。

第1章 理 念

第1章：元気な人間づくりを推進するためには、条例の目的、基本理念、市民の役割、行政の役割等を明確にすることが必要です。これらを理念として位置づけています。

(目的)

第1条 この条例は、元気な人間都市宣言をうけて、市民と市との協働によるまちづくりの理念、実現の方策とその運用方法および実効性の確保に係わる基本的事項を定めることにより、元気な人間を実現することを目的とします。

第1条：この条例の目的を、具体的に表しています。

(基本理念)

第2条 元気な人間は、市民の参加と市民と市との協働により、市民一人ひとりが住んでよかった、住み続けたいと実感できる、きらりと光る人間らしさがあふれています。

2 元気な人間は、老若男女それぞれが日々の暮らしを豊かにするために学び、体験することを通して健康で笑顔あふれる人が育っています。

3 元気な人間は、安全と安心が実感でき、昔からの人間の文化を大切にし、新しい人間の文化を育てる魅力あるまちです。

4 元気な人間は、緑と水に恵まれた人間の自然を愛し、大切にし、守り、育て、未来へ継承しています。

第2条：元気な人間都市宣言の趣旨を受け継ぎ、私たちが目指す「元気な人間」の理念を明確にしました。1項は「総括的な理念」を、2項から4項は都市宣言のキャッチフレーズである「生き生きいるま 人・まち・自然」にそってその具体的なイメージを、すなわち2項は「人」、3項は「まち」、4項は「自然」に対する個別の理念を表したものです。

1項は、すべての市民が住んでよかった、住み続けたいと実感できる人間らしい個性あるまちを、市民と行政が一緒に手を携えて、実現することを表しています。

2項は、一人ひとりが生涯にわたって積極的に学び続け、様々なことを体験し、健康と感ずることが重要であり、物質的・経済的な豊かさではなく、心の豊かさをもった笑顔あふれる人がたくさん育つことが大切です。そのような人たちにどこでも出会えることにより、さらに人々が元気になることを表しています。

3項は、治安と防災がしっかりしていること、コミュニティが健全なこと、バリアフリーのまちづくりが行われていること等が安全と安心を実感できることにつながり、さらに、先人達が営々と築いてきた人間の歴史・文化・伝統を大切にし、新しく個性的な人間の文化を育てることが重要だと考え、こうした魅力があふれる活力とにぎわいのあるまちをつくることを表しています。

4項は、生活とともにある加治丘陵、狭山丘陵、霞川、入間川、茶畑、平地林など、水と緑に恵まれた人間の自然を大切にし、愛情を注いで守り育て、次の世代、未来へ継承することを表しています。

(市民の役割)

第3条 市民は、元気な人間を実現するために責任ある参加と協働に努めます。

第3条：この条例でいう市民は、元気な人間まちづくりに係わる個人、団体、事業者等です。

市民は元気な人間の実現のため、自分のまちは自ら進んでよくするという意識を持って、みんなでまちづくりに参加することを表しています。

(市の役割)

第4条 市は、元気な人間の実現に係わる基本的な施策の実施および市民の活動の支援に努めます。

第4条：行政は、元気な人間の実現のため、市民とともに進めるまちづくりの施策を積極的に実施し、市民の様々なまちづくり活動が活発になるような支援に努めることを表しています。

第2章 実現の方策

第2章：元気な人間づくりを実現するためには、市民参加のための環境づくり、市民活動の始動・継続・発展のための環境づくり、市民と行政との協働のための環境づくりが必要です。これらを実現の方策として位置づけています。

(市民参加のための環境づくり)

第5条 市は、市民が元気な人間の実現に関心を持ち、関心を高め、その活動に参加するための環境を整備します。

第5条：元気な人間づくりには、市民が自分のまちは自分たちでつくるという意識を持つことが大切です。そこから元気な人間という新しい価値が生まれます。そして、元気な人間の目指すまちづくりのあり方や、それによって実現される人間の姿を共有し、参加への共感を得る機会を増やすことが重要です。行政は、そのための環境を整えることを表しています。

(市民活動の始動・継続・発展のための環境づくり)

第6条 市は、市民が元気な人間の実現に係わる活動を起し、育み、発展させるための環境を整備します。

第6条：元気な人間に係わる活動には、市民が新しく始める場合や、これまでに行われてきた様々な活動に係わっていく場合が考えられます。いずれの場合でも、そうした元気な人間づくりに係わる個々の活動が成長することや、その活動が相互に連携ができるまでに発展することが重要です。行政は、そのための環境を整えることを表しています。

(市民と市との協働のための環境づくり)

第7条 市は、元気な人間の実現のため、市民の参加と協働に係わる適切かつ効果的な仕組みおよび方法を市民とともに検討し、協働のための環境を整備します。

第7条：元気な人間づくりには、行政の多くの部署で市民の主体的な参加と、それによる市民との協働を基本とした施策や事業の計画的な実施が大切です。そのためには、施策や事業の構想、計画、実施とその評価にいたるまで、市民の参加と協働を組み込んだ行政運営になっていることが重要です。行政は、自らその環境を整えることを表しています。

第3章 方策の運用方法

第3章：元気な人間づくりを展開するためには、元気な人間づくりの推進体制を整備し、情報を共有し活用することが必要です。これらを方策の運用方法として位置づけています。

(元気な人間の推進体制)

第8条 市は、元気な人間の実現のため、市民の参加と活動を推進するための拠点を整備します。

2 市民と市は、共に元気な人間の実現のために推進組織を設置し、その維持、継続および発展に努めます。

第8条：1項 ここでいう拠点は、元気な人間づくりを推進する場を意味します。そこは、元気な人間づくりを行う市民が様々な活動の情報を入手したり、発信したりする重要な情報基地としての役割を合わせ持ちます。行政はそのような拠点を整えることを表しています。

2項 ここでいう推進組織は、元気な人間を効果的かつ相乗的に実現させるための組織です。そのような組織を市民と行政とが一緒になって立ち上げ、常に平等な立場で協力し合って運営し、さらに発展させることを表しています。

(情報の共有と活用)

第9条 市は、元気な人間の実現のため、施策や事業等に関する情報を分かりやすく積極的に市民に提供し、市民と情報を共有します。

2 市民と市は、元気な人間の実現の過程において得られる経験や情報を、組織的かつ有機的に蓄積し、共有の知的資産として活用します。

第9条：1項 元気な人間づくりには、市民と行政がそれに関する情報を共有することが必要です。行政は、元気な人間づくりのための有効な情報を積極的に提供することを表しています。

2項 元気な人間づくりに係わる活動から得られる一つひとつの経験や情報は、次の活動への大切なヒントとなります。これらを個々の活動内に留めることなく、市民と行政の共有の知的資産として使いやすいように継続的に整理・蓄積して、いつでも引き出し、効果的に活用することを表しています。

第4章 実効性の確保

第4章：元気な人間づくりの効果を確かめて、さらに推進し発展させるためには、取組みに対して自ら点検評価し、それを公表することが必要です。これらを実効性の確保として位置づけています。

(自己点検と公表)

第10条 市民と市は、元気な人間の実現に係わる取組みについて自己点検し、定期的に適切な方法で公表します。

第10条：元気な人間づくりが効果的に進みさらに発展するためには、市民と行政が元気な人間づくりに係わる活動に目標を持ち、その活動の過程や成果を自ら点検するとともに、多くの人たちに活動の状況を公表し、評価し合い次の活動に活かすことが大切です。元気な人間づくりに係わる取組みの経緯と結果を、時期を定め分かりやすい方法で公表することを表しています。